

別添1 台風及び発達した低気圧に対する船舶対応表

区分	勧告	発令基準	対応措置
注意喚起	—	広島県広島・呉地方に強風と高波に関する気象情報等が発表された場合	① 最新の気象情報等を収集し、台風の動向等に留意する。 ② 船舶代理店、運航管理者等との連絡態勢を確保する。
第1警戒態勢	警戒勧告	① 台風の強風域が呉港に到達すると予想される約6時間前で、風速15m/s以上の強風域に入る可能性がある場合。ただし、最大風速40m/s以上の暴風域を伴うおそれのある場合は、24時間前までに発令する。 ② 台風の暴風域（風速25m/s以上）が呉港を通過後、風速が継続して15m/s以上である場合。	① 船舶については、運航・荷役・操業・修繕等の作業を一時中止し、速やかに避難準備をする。 ② 係留船舶については、乗員の増強・荒天準備を整える。 ③ かき筏等の養殖施設については、流出防止強化・破損の防護等を講じる。 ④ 設置工作物については、流出防止強化・破損の防護等を講じる。 ⑤ その他、海上災害を未然に防止するために必要な措置を講じる。 ⑥ 発令基準②により、第2警戒態勢から第1警戒態勢に変更した場合は、第1警戒態勢対応措置の継続とする。
第2警戒態勢	避難勧告	① 台風の暴風域が呉港に達すると予想される約6時間前で、風速25m/s以上の暴風域に入る可能性がある場合。 ② 気象庁から発達した低気圧の影響で、広島県広島・呉地方に暴風、暴風雪又は波浪警報が発表された場合。	① 港内にある船舶は、原則として港外の安全な場所へ速やかに避難する（港内で避難する船舶は、自船の状況や気象・海象状況などに警戒しながら避難する）。 ② 漁船及びプレジャーボート等の小型船舶は、安全な場所への避難、係留強化等の流出防止措置を完了する。
解除	—	台風の強風域が呉港を通過し、被害の危険性が概ね無くなったと判断された場合。	① 係留施設の情報等を入手し、安全を確認して入港する。 ② 吹き返しによる突風、漂流物等に注意して入港する。

注) 港内在泊船等は、上記措置によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守すること。

瀬戸内海西部台風対策要綱による台風に対する船舶対応表（参考）

—	湾外避難勧告	大型台風（最大風速40m/s以上の暴風域を伴う台風）の強風域が対象海域に到達すると予想される約24時間前で、風速15m/s以上の強風域に入る可能性がある場合	① 対象海域内の対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域の外へ避難する。ただし、対象海域内においても安全に避泊・避航することができる船舶は除く。 ② 対象海域に入域しようとする対象船舶は、入域を回避する。 ③ 対象船舶以外で避難する船舶においても、早い段階から避難海域及び避泊方法を検討し、早めの避難を心がける。
解除	—	大型台風の暴風域が対象海域を通過した場合。	港長等から第一警戒態勢（警戒勧告）又は第二警戒態勢（避難勧告）が発令されている場合は、同勧告に従う。